

## 会議録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第6回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年11月5日(金) 18時30分~20時30分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)後期計画事業について 1) 子育て分野 2) 教育分野 3) 平和・人権分野 4) みどり・環境分野
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・岡本三彦(東海大学准教授)・蟹江憲史(東京工業大学准教授)・後藤和子(埼玉大学教授)・澤野由紀子(聖心女子大学教授)・長野基(跡見学園女子大学講師)・宮崎牧子(大正大学教授)・高橋佳代子(区議会議員)・堀宏道(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・大谷洋子(区議会議員)・石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・春田稔(町会連合会支部長)・前田和加奈(中学校 PTA 連合会会長)・柳田好史(としま NPO 推進協議会代表理事)・水島正彦(副区長)・三田一則(教育長) 欠席者1名
	区側 出席者	総務部長・区民部長・文化商工部長・清掃環境部長・健康担当部長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育総務部長・会計管理室長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

## 審議経過

### 1. 開会

企画課長： 只今ご出席の議員さんは15名です。本日、大沼委員から欠席のご連絡を頂いております。また、後藤委員・長野委員からは若干遅れるという旨のご連絡を頂戴しております。定刻でございますので第6回基本構想審議会を開催致します。本日、傍聴を希望されている方は1名いらっしゃいます。それでは原田先生、宜しくお願い致します。

### 2. 議事

原田会長： では、第6回基本構想審議会を開催致します。本日は傍聴の方がいらっしゃるということで、是非今後も傍聴の方がお越しなることを期待しながら会議を進めてまいります。本日の議事をご覧頂きますと、後期事業計画の今回が2回目ということです。大きく4分野に分けられております。若干ボリュームに凸凹がございますが、教育の部分は分厚く、その分平和・人権分野が幾分小さめということで進めていきたいと思っております。それでは子育て分野からまいります。

子ども家庭部長： それでは子育て分野でございます。資料6-1をお取り出してください。『地域づくりの方向』が、「3. 子どもを共に育むまち」の政策「(1)子どもの権利保障」、「(2)子育て環境の充実」でございます。1ページをお開き頂きまして、「子どもの権利保障」の計画事業でございます。施策の方向は、「子どもの権利の確立」、「安全な生活の保障」、「遊びと交流の保障」の3つでございます。今回、重点施策を「遊びと交流の保障」から「安全な生活の保障」へ変更致しました。区民意識調査の結果を反映したものでございます。区民意識調査は、基本計画を策定する前の平成16年度とその後3年毎に19年度と22年度と同じ内容で3回実施してきております。最初の調査では「遊びと交流の保障」が今後の優先度が高いという調査結果でございましたが、その後の2回は「安全な生活の保障」の方が、優先度が高いという結果が出ております。ただ3年前は子どもスキップや中高生センターの整備に力を入れて取り組んでおりましたので、子どもスキップ等の整備が子どもの安全にも結びつくという観点から重点施策をそのまま「遊びと交流の保障」において進めてきた所でございます。今回、区民意識調査の結果が前回に引き続き安全な生活の保障を優先するべきという結果が出ました。また、スキップ等の整備つきましても一定の進捗を得ました。それから「子どもの安全な生活の保障」が、区がこれから取り組むセーフコミュニティの柱にもなっておりますので、今回重点施策を移したものでございます。それでは計画事業の変更点について概略をご説明致します。「子どもの権利の確立」の施策については従来の事業に加えて、「子どもプランの推進経費」と「青少年問題協議会の経費」の2つを掲げました。子どもの権利施策を含む子ども、家庭施策の総合的な計画である子どもプランをしっかりと実現していくことが政策の方向に適うものと考え、計画の進行管理事業である両者を選定したものでございます。青少年問題協議会につきましては、子どもプランの進捗管理の他に青少年の生活環境保護の観点からの施策審議と調整機能もございまして、そういう面からも選定したものでございます。2番目の重点施策の「安全な生活の保障」でございますが、従来は「虐待防止ネットワーク事業」だけでございました。今回、重点施策を変更するにあたりまして、事業に若干厚みを加えた所でございます。児童虐待ケースに対する具体的な対応や見守り活動について、次の政策分野の「子育て環境の充実」の所に、「子ども

家庭支援センター事業」がございしますが、その中から独立させまして「安全な生活の保障」の方の、「2・児童虐待防止に向けた見守り・支援」という事業を入れて、独立させた所でございます。それから児童虐待の予防的な事業としても機能する2つの事業、「親の子育力向上支援事業」と「子育て訪問相談事業」を併せてここに掲げることで、「安全な生活の保障」に幅を持たせました。3番目の「遊びと交流の保障」につきましては。「西部地区の中高生センターの整備」とともに「東西の中高生センターの運営」を選定致しました。前期計画では中高生の居場所の設置ということで東部地区が載っていますが、これを入れ替えたというような形でございます。中高生センターの整備箇所数については成果指標の審議の中でご議論がございましたが、再構築する施設をどうするのか、整備費用、運営費用等の課題もございしますので、子どもプランでオーソライズされている現行の計画を維持することとし、東西2か所の整備が終わった所で今後の整備の方向等を改めて検討したいと考えています。「子どもの権利保障」については以上でございますが、4ページをご覧頂きますと、「子どもの権利保障」の個別の計画事業でございます。この中の1番上の所に成果指標が載っております。これ迄、区民意識調査の「いじめや虐待がない家庭、学校、地域の中で子どもの人権が尊重されていると考える区民の割合」結果を、「子どもの権利保障」の政策の成果指標として載せておりましたが、ただこの内容が、あまり客観性がなく、印象的なものとなりがちなことから、先にご審議頂きましたが、「虐待に関するマルトリートメントの通報相談件数」に変えた所でございます。審議の中で、マルトリートメントに関する通報相談件数を新規取り扱い件数にして、矢印を下向きに変えると提案した所でございますが、下向き矢印が消極的な印象を受けるというような議論がございましたので、マルトリートメントに関する調査結果の総件数を掲げまして、横向きの矢印に致しました。これは件数を維持するというのではなく、継続するケースについては円滑な解決に導いていくとともに、新規件数については減少させていくということで増えないようにしていこうということでございます。それでは、もう一度2ページへ戻っていただきたいと思えます。「子育て環境の充実」の政策でございます。ここは2番目の施策の方向の名称を「多様な保育ニーズへの対応」から「子育て支援サービスの充実」へ変更した所でございます。計画事業と施策の方向の名称の整合を図るとともに、近年の待機児童対策の強化を意識して、保育のみならず子育て支援全般の計画を掲げることに致しました。計画事業については、まず「総合相談体制の推進」でございますが、現行の「9・子ども家庭支援センターの再構築」を落としました。平成17年2月の『行財政改革プラン2004』で提起されており、区民ひろばにおける子育て広場の普及とともに子ども家庭支援センターの機能をもう少し精査して1か所に統合しようということを検討する内容でございました。平成17年度に一度事業内容と課題を検討した結果がありますが、1か所にする場合の施設も見つからないということでペンディングになっております。この関係で未来戦略推進プランからも削除されておりますので、今回これを外した所でございます。それから現行計画の「6・産後サポーター事業」、「7・育児支援家庭訪問事業」を再構築した「育児支援ヘルパー事業」を「総合相談体制の推進」から、「子育て支援サービスの充実」の方へ移します。それから「育児支援家庭訪問事業」の「子育て訪問相談事業」を、ここから前ページの「安全な生活の保障」の方へ移しました。それと同時に「総合

相談体制」では「再掲」と致しました。2番目の「子育て支援サービスの充実」につきましては、「多様な保育ニーズへの対応」の3番に女性自立支援事業がございましたが、これが不具合であるということで「総合相談体制の推進」の方へ移しました。「総合相談体制の推進」では「14・母子及び女性に対する貸付・就労支援事業」でございまして、母子福祉資金や女性自立援助資金といった所でございます。それから「子育て支援サービスの充実」につきましては、先程申しました「産後サポーター事業」、「育児支援ヘルパー事業」を、また、次の「サービス提供システムの整備」の方へ整理されていた「ファミリー・サポート・センター事業」をこちらの方へ移行しました。待機児対策の関係ですけれども、平成20年度から事業を再開して待機児対策を担っている、「9・保育ママ事業」を新たに選定して、併せて「短期特例保育」、「発達支援事業」を取り込んだ所でございます。最後の3ページになりますが、「サービス提供システムの整備」につきましては、「雑司が谷保育園の改築」、「保育園ボランティア」を外しました。代わりに「区立保育園の改築・改修」を掲げまして、「2・認証保育所運営費補助事業」と「8・区立保育園の改築・改修」につきましては、事業量の欄に待機児童対策を（）カッコ書きした所でございます。待機児対策についてはここに掲げているということです。6ページ以降は個別の計画事業になっています。6ページから「子育て環境の充実」の成果指標でございまして、指標は変えておりません。また各事業の事業量等は資料をご覧頂ければと思います。以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。ここの分野では2本政策があって、子どもの幅広い権利保障と、もう1方はどちらかというと実際の子育ての局面に着目した政策でございまして、特に枠組みとしては大きく変わっていないということを改めて確認出来る訳でございまして、新たに計画事業として選定されたものや毎年度の事業計画に掲載されているものがここに挙げられている訳でございまして。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

**K委員：** 今、区で待機児童は何人位でしょうか。

**子ども家庭部長：** 今年の4月は161人で、10月現在では228人でございます。

**M委員：** 2点程質問したいと思います。4ページの「3-1-1-2. 子どもの権利擁護センターの設置」を23年度～27年度検討するとなっています。施策の中で「子ども権利虐待防止ネットワーク事業」や「児童虐待防止に向けた見守り・支援」が重点施策になっている訳で、この2点とも擁護センターとは密接な関係があるのではないかと思います。ですから擁護センターの設置が検討されているというのはどういうことなのか、ということをお聞きしたいのが1つです。それから区民ひろばのことについても少し申し上げたのですが、障害者の問題も取り上げたんですが、中高生センターの運営事業をやっている、東西に2か所あるということですが、実際に区民ひろばに中高生の居場所があれば中高生センターは要らない訳です。障害者も含めてそうなのですが、ひろばの内容というものが将来どうなっていくのか、例えば、このひろばの中に中高生は対象にならないような状況ならば、中高生センターを沢山作らなくてはいけないということで、今2か所ということでしたが、今後検討したいということでしたが、ひろばの性格も含めて、どういう形でこの問題をトータルに考えていくのかということをお聞きしたいと思います。

**子ども家庭部長：** 権利擁護センターの関係でございまして、権利擁護センターは、子どもプランの計画

事業になっておりまして、子ども達の権利擁護と啓発事業を行う組織になっております。権利擁護委員を設置して、権利擁護センターを設置するような形になっているのですが、現在、虐待対応の事業を東部子ども家庭支援センターが東京都の児童相談所と連携しながら行っております。この事業との関係をどう調整していくかが課題でございます。これを2番目の重点施策の中に入れていないのは、我々も2番目の方が座りがいいのではないかと考えている所ですが、子どもの権利擁護センターの設置につきましては、あくまでも入れ物の設置ということで、権利の確立、計画等の関係という位置づけで「1. 子どもの権利の確立」の方へ整理いたしました。「安全な生活の保障」については、もう少し虐待対応など中身の問題という形で整理させて頂きたいと思っております。

**区民部長：** 只今のご指摘でございますが、区民ひろばを22か所に作るということで、今18か所迄出来ています。今回の計画では残り4地区について5年間で全て開設をしたいということですが、実態として中高生の方がお使いになるという施設構成になっていないというのが正直な所でございます。ただ、ひろばの理念と致しましては、年齢等に関係ない施設という位置づけで各小学校区に展開しているということでございますから、各地区・区内全域に展開した後の今ご指摘の点は課題であると思っております。具体的な事業では、中高生の方も、ひろばで実施する事業に参加して頂いているという実態もでございます。中高生センターの実態と鑑みまして、今のご指摘は課題として受け止めさせていただきます。

**原田会長：** 私はその施設の性格や広さを良く知りませんが、年代が特定されている施設ではないが、利用しづらいということもありそうな気がしますので、折角18か所あるのであれば、“この日だけは中高生DAY”のような感じで使って頂けるような方策を是非お考えくださればと思います。

**区民部長：** 事業展開の面で工夫してまいりたいと思っております。

**K委員：** 先程、待機児童のことを伺いましたが、2番の「子育て支援サービスの充実」で、「保育所の運営」のところで、前期の維持管理が24園となっていて、後期の場合は維持管理が22園と減ってきているのですが、待機児童があるにも関わらず、何故このように減っているのでしょうか。

**子ども家庭部長：** ここは検討させていただきます。実をいいますと、これは3番目の「サービス提供システムの整備」で「保育所の民営化」という項目がございます。まだ具体的には決まっていないのですが、大体2園位を計画しておりましてそれに合わせているのですが、後期の始めから22園になる訳ではございませんので、ここは表現を検討させていただきます。

**原田会長：** 要は民営化する可能性があるので2つ減らしていますということですね。ですから保育園自体は減っていないが運営方式自体が変わっているということですね。ご心配なのは、子どもは増えているのに減ると困りますということだと思いますが、そうではないということです。ありがとうございました。

**O委員：** 先程の子ども権利擁護センターについて初めて聞いたのですが、今、東西の子ども家庭センターは認知度が高くなって、利用者も増えて、虐待対策と障害児の対応ということで、住み分けが出来ていますが、もう少し大きくなった子達の見守りは、かなりの必要な数があります。小学校から引き続いて見守り、擁護しないといけないという子ども

達もいるのですが、権利擁護センターではなくて、もう少し子ども家庭支援センターのような形で住み分けをして、連携を取れる、同じ厚さで子ども達に対応できるようにしてもらいたい。どう全般的に見ても小学生位迄の対応しか感じ取れない事業ばかりで、中学生で、例えば引きこもりなどは教育センターに任せておけばよいという問題ではないと思います。家庭の問題があつて引きこもったりする訳なので、小学校から引き続き見ているような子達を取り扱う専門の先生がいるようなセンターを作ってもらう方が私は現実に即しているのかなと思います。

**子ども家庭部長：** 子ども家庭支援センターの虐待対応ですが、これは18歳迄を対象にしています。児童福祉法でいう“児童”は18歳未満の子どもを全部言います。実際に虐待の対応が去年560件ありますが、その内の20パーセント位は中学生・高校生です。ですから実際に対応しているということでございます。子どもの権利擁護センターについては、これは計画の名前が子どもの権利擁護センターなのですが、実際の名前はもう少し考えなくてはならないと思いますし、機能や役割分担も整理しないといけないと思います。

**原田会長：** 確か以前もこうした議論を致しましたが、もう少し幅広く、一見するとストライクゾーンが広そうですが、“子ども”というと、どうしても狭い意味の児童のイメージがありますので、ご配慮くださればと思います。

**F委員：** この中高生センターの運営事業の中に、是非、中学生、或いは高校生の発達障害とか特別支援学級へ行っている中高生の地域への居場所がなかなかないので、そういったことも含めて頂きたいと思います。ただし本当でしたらノーマライゼーションということで考えると同じ場所にあったらいいのですが、それが同じ場所にあることが、なかなか一般の中高生と同じようなことでは難しいような場合もあるので、地域に密着した所で自分の家や通っている中学校から通いやすい所に、そういった特別支援学級の中学生等の地域の居場所づくりというものも含めて考えて頂けるたらと思いますがいかがでしょうか。

**子ども家庭部長：** 障害のある方の、中学生高校生の放課後の居場所については、また別途事業は一部やっている所でございます。ただそれにしてもまだ不十分でございますので、一番大きな課題であるという認識でございます。工夫をして前向きに考えていきたいと思っております。

**原田会長：** 大学でも発達障害という問題はなかなか対応しづらいので、今すぐにといい訳ではないかもしれませんが、今後5年間の後期の中で是非取り組んでくださればと思います。

**I委員：** 例えば、プレーパーク事業は27年度迄ではなく22年度で終わっていて、場所が中学校の建て替えに必要なのでやめてしまうという話なので、これは何とか他の場所を見つけてやって頂けないでしょうか。それから先程の保育園の話ですが、実際には認可保育園というレベルで見た時に区立保育園は減るが、認可保育園は私立と区立と合わせて数は同じであるし、実は少なくとも1つは作るということになっているので増やすという所が全然出ていないというのは残念だなと思います。

**子ども家庭部長：** プレーパークの場所でございますが、最終的には池袋中学校の敷地になりますのでなかなか替わりの場所を確保出来ない所でございます。元々プレーパーク事業は借地で別の計画がある場所を使っていたものでございます。我々としては続けていきたいのですが、プレーパークをやるには2つ条件がありまして、一つは何でも出来るような大

きな広い場所が必要だということと、二つ目はそこを運営する地域の方の組織が必要になります。この組織がなかなか簡単に作れるものではなくて、今の所はうまくいっていますが、それが別の所に移動した時にうまく出来るかということ、それはまた難しい所がございます。そういうことで豊島区では広い場所も見つかりませんので、現在の段階では計画事業としておりません。それから保育園については確かに認可保育園を増やす予定でございますので、この数字は修正しなければいけないと思います。

**原田会長：** 場所の件はすぐには土地というものは見つからないでしょうが、もしそういう場所等が出てきた場合には可能性を常に模索する姿勢だけはお持ち頂ければと思います。もし後でございましたら最後にお願い致します。

では次の分野にまいりましょう。次の分野、教育分野です。

**教育総務部長：** 説明の前に確認なのですが、事前に配布致しました資料の中で訂正箇所がございますのでその確認をさせて頂きたいと思います。まず3ページでございますが、施策の方向の右の一番下の「4. 学校に関わる安全対策」が左側と同様になっておりましたが、今回訂正をさせて頂きまして、「安全・安心な学校づくり」へ変更になっています。事前に配布した資料の訂正になります。大変申し訳ございません。もう1点ございますが、その裏の4ページの後期案の方の右側の「1. 家庭教育の支援」ですが、従前は「家庭教育の推進」という表現になっておりました。支援が正しいのでこれも訂正させていただきます。今回配布資料は差し替えということになりますので宜しくお願い致します。

それでは説明をさせていただきます。前回の会議でもご説明させて頂きました通り、教育分野におきましては、基本計画については資料6-2の冒頭にあります通り、体系については(3)・(4)・(5)と変更ございません。しかし今回計画事業につきましては、前期計画期間中の成果や、この間の教育基本法の改正等もございましたので、昨年度策定致しました『教育ビジョン2010』の施策体系に沿って、配置については見直しを行っております。そのために後期計画事業の本数が前期と比べて半数程度に減っているものもございますが、その点につきましてはご理解いただきますようお願い申し上げます。それでは1ページお捲り頂きたいと存じます。1ページ目の計画事業対比表の「2. 子どもを共に育むまち」の施策、「2-3 幼児教育」、左側の方でございますが、対比表の前期の計画事業につきましては、番号1から5の内、4を除く事業を右側の後期計画事業に引き継いでございます。左側の「4. 幼稚園の冷房化等」は平成18年度に南長崎幼稚園の保育室の冷房化によって3園の全てが終了しておりますことから、今回は終了事業と位置付けております。また後期におきまして、「6. 区立幼稚園児道徳性育成事業」を加えております。こちらは前期計画事業期間中の平成20年度に未来戦略推進プランで計画事業に加えたものでございます。更にその下の青色の「区立幼稚園の預かり保育事業」は新規事業として来年度から取り組むことを予定しているものでございます。恐縮でございますが、事業の説明で2枚お捲り頂きまして5ページの最後になります。5ページの右側6番に新規ということで「区立幼稚園の預かり保育事業」の事業内容でございますが、教育基本法にも明記されています幼児教育の充実、また保護者の多様なニーズに応える為に「預かり保育」を実施したいということでございまして、内容については、通常の教育時間の活動との整合を図りながら専任の指導員を配置する、その辺りを今検討している所でございます。幼児教育については以上でございます。次に、

2ページの方へお戻りください。2ページの政策の「2-4学校における教育」についてご説明させていただきます。施策の方向の「1. 生きる力を育む教育の推進」でございます。こちらの施策の方向には大きな変更はございませんが、冒頭申しましたように、『教育ビジョン2010』の項目立てに合わせて今回計画事業を整理させていただきます。まず、「生きる力を育む教育の推進」の例えば「4. 心身障害学級支援事業」では、法律の改正にともなって名称を「特別支援教育推進事業」に変えさせて頂いたというもので内容は変わっていません。左側の「7. 学力向上支援事業」は3. 6. 8. と合わせて後期事業計画の中では、「確かな学力」育成事業」ということで整理統合させていただきました。同じく、「9. 児童・生徒健全育成事業」は、これをベースに2. 5. 15. を合わせまして、後期事業では、「豊かな人間性」育成事業」ということに整理させていただきました。尚、左側の下の方の「▽」のついた11. 12. 13. につきましては、人件費関係等経常経費に相当する部分でございますので、今回は後期の計画事業からは外させていただきます。次に2ページの右下の青色の部分でございますが、「16. 「教育都市としま」を担う人材育成事業」でございます。この事業は豊島区の『教育ビジョン2010』で学校教育の根幹を担う教員育成を推進するという施策を掲げたことから、今回基本計画の計画事業に挙げさせて頂いたものです。その下の、「がんに関する教育の推進」、「都市型環境教育推進事業」と併せまして6ページの資料の部分でご説明させていただきますので6ページをご覧ください。右側の上から3番目、「教育都市としま」を担う人材育成事業」は後期5年間の間に校内研修や教員研修等を実施していくという内容でございます。従前の事業を拡充して今回新たに計画事業に位置付けるものです。その下の、「がんに関する教育の推進」でございますが、これは新規事業で後期5年間にがんに関する教育の教員研修や教材の開発、ご家庭に向けた啓発のリーフレットの作成を計画しています。更にその下に、「都市型環境教育推進事業」がございます。こちらにつきましても環境教育等を学校の授業の中に位置付けて、子ども達にその考え方を教育していくということで計画事業に位置付けさせていただきました。3ページの方にお戻り頂くと、施策の方向の2番目の「魅力ある学校づくり」がございます。前期計画ではこの施策の下に11の事業を掲げておりましたが、その内14事業を先程ご説明させていただきました通り、他の施策の下で集約させて頂いております。また黄色になっている、「7. 区立幼稚園、小・中学校案内・学校説明会の開催」については毎年開催させて頂くようになり、事業としては安定し軌道に乗ったということで今回計画事業からは外させていただきます。右側の後期の「魅力ある学校づくり」は学校が取り組んでいる教育活動の全般を対象と致しまして客観的、或いは総合的に把握・分析をして評価を行う事業ということに整理をさせて頂いたものです。評価・点検等を通じて授業の改善等に繋げ魅力ある学校づくりを図りたいという趣旨で整理させていただきました。前期計画3番目、「教育環境の整備」でございます。前期計画では6つの事業を掲げておりましたが、その内の2つは事業名称を変更して後期に引き継いでございます。2. と4. でございます。また対比表では黄色になっている、「1. 中学校の耐震補強」は平成18年度に西巣鴨中学校の工事を終えて、全中学校が耐震化されたことにより、また「3. 小学校普通教室の冷房化」も同じく平成18年度に完備したことから終了事業としております。また同じく黄色になっていますが、「5. 西池袋中学校の建替え」と「6. 小学校の適正配置



の検討」については、後期では「学校改築計画推進事業」に集約させて頂いております。右の後期計画事業をご覧頂くと、茶色になっている「7. ICT環境整備・活用事業」は未来戦略推進プランで平成21年度より取り組んでいる事業です。その下の青色の、「特別教室等の冷房化」と「学校図書館整備・充実事業」については7ページで説明させて頂きます。7ページ右側の3番の「教育環境の整備」の上から3段目、「ICT環境整備・活用事業」でございます。後期計画期間内に小・中学校の普通教室における電子黒板整備率100パーセントを目指す、或いは校内LANの敷設を100パーセント対応させる等を目指しているものです。その下の、「特別教室等の冷房化」は、今年も猛暑が大変でございましたが、そういった対応として後期計画期間内に残り16校において特別教室や少人数用の指導教室で冷房が未設置の所につきまして集中的に整備を図りたいというもので、新規事業で予定をしております。更に、「学校図書館整備・充実事業」は、図書の標準達成率が全体ではまだ半数程でございますので、これを達成する学校を100パーセントに持っていくということと、図書館司書の配置について検討していくというものです。それでは3ページにお戻りください。「2-4. 学校に関わる安全対策」でございますが、この施策には、「1. 学校・地域・通学路に関わる安全対策」と「2. 幼稚園、小・中学校の安全対策」の2つの事業がございます。こちらについては再編致しまして右側の、「安全教育の充実」と「学校施設の安全管理」ということにそれぞれ引き継がせて頂いております。更に後期計画の施策の方向には、新規として、「インターナショナルセーフスクールの認証取得事業」が加わります。こちらについては8ページの左側に記載をされておまして、区で今取り組んでおりますセーフコミュニティの認証取得に取り組む流れに併せて同じWHOが認証事業として行っているインターナショナルセーフスクールの認証取得に取り組むものでございます。教育委員会では朋有小学校を指定させていただきまして、朋有小学校で取り組んでいる安全教育や地域との連携といった事業を更に横断的に、総合的に充実させて、このセーフスクールの認証取得を目指すというものでございます。以上が「2-4. 学校における教育」で、最後に政策の3つ目、「地域における教育」になります。左側の前期計画ではこの政策の下の施策の方向が、「1. 家庭・地域の教育活動の推進」、「2. 地域に開かれた学校の推進」、の2つでございました。後期計画ではこれらを、「1. 家庭教育の支援」、「2. 学校・家庭及び地域の連携協力」、とそれぞれ再編させて頂いております。これに伴いまして、前期事業を移行して、これ迄説明させて頂きました他の施策から移行してきたものも併せて右側の後期のような並びになってございます。説明の方は雑駁ですが以上です。

**原田会長：** ありがとうございます。では早速でございますが、まず資料についてですが、今回の教育関係は事業量の記載がないですが、これは何故なのでしょう。例えばエアコンなんて、“30×幾つ”というように数が出せそうな気がするのですがいかがでしょうか。

**教育総務部長：** 学校の冷房化については、冷房化がまだの教室については70教室程ありますが、ここではまだ完全に冷房化の済んでいない学校数ということで16校挙げさせて頂きました。教室数自体は把握していますが種類も色々ありますので、ここでは、学校数ということでそれを100パーセントを目指すという形で表現させて頂いたものでござい

ます。

**原田会長：** 例えば預かり保育事業あたりで、試行実施3園については事業量としては把握していないということですね。

**教育総務部長：** 預かり保育についても一定の事業量は当然想定して組んでおりますが、ここに書く表現と致しまして想定人数を記載するのはかえって解りづらくなるかということで、今、実施する園を最終的に3園で預かり保育の事業を実施したいという目標にさせて頂いている所です。

**企画課長：** 事務局から説明させていただきます。今の預かり保育事業でございますが、新規事業ということでございます。後期5年の計画期間内にこうした事業を立ち上げたいということでございますが、いつからどういう形で立ち上げられるかということは今後の財政状況等を勘案しながら実際の実施計画の中で決まっていくということなので、新規事業については、全て事業量について事業の方向性だけを挙げさせて頂いている所でございます。宜しくお願い致します。

**原田会長：** 承知致しました。新規のものについては必ずしも金額が入っていないということですね。ではいかがですか。

**G委員：** 先程、「魅力ある学校づくり」の事業をやらないということではなくて、継続して行こうが、ここからはなくなるということで、新たに点検評価事業などを行うというのはわかりますし、先程ご理解くださいという言葉もありましたが、やはり「魅力ある学校づくり」は割と豊島区の独自性が問われてくる取り組みではないかと思いますが、ここに全くそういった事業がなくなってしまうというのはいかがなものかなというのが感想です。

**原田会長：** 私も今の議論に乗っかりますと、教育委員会運営事業は毎年やっていることなのはどうしてこれを計画事業にあげてしまうのかなと思います。これこそルーチン化されている事業ではないのかなという気がしますが、ウォッチする理由は何ですか。

**教育総務部長：** 今回、点検評価というものが法改正で新たに加わった事業ということで、教育委員会としても事業を見ていて本当に効果があるかないかを検証して、より効果的な事業に組み替えていきたいという、力をいれる課題だということで今回こういう整理をさせて頂いたのですが、ご指摘頂きましたように確かに「魅力ある学校づくり」というのはある意味教育委員会の独自性を表現する部分でもございますので、少しこの内容については検討をさせて頂きたいと思います。

**原田会長：** やっぱり魅力はあった方がいいと思います。どんな魅力かがないと、運営事業だけで、“これぞ魅力”と言われても、事業運営費だけでは区民からするとピンとこないと思います。

**I委員：** 多分これを作った時には学校選択制があって、各学校の魅力を独自にどんどん作って学校を選んでもらおうという流れの中で出てきた部分ではないかと思います。そういうものがなくなって、どこの学校だって魅力はあり、その地域で特色ある学校づくりというものはやっているので私自身はそういうものが反映したのかなと思ったのですが、そういう訳ではないのですか。

**教育総務部長：** 冒頭に申しましたように『教育ビジョン2010』を策定した関係がございまして、その体系に合わせたということで「魅力ある学校づくり」の施策で、例えばNPOの団

体の力を借りて子ども達に伝統文化を教えるという事業は、確かに魅力ある学校づくりに通じますがNPOの力を借りるのは手段であって、目的は子ども達の人間性を培うことであろうというような趣旨で整理しましたが、独自性を表現する部分については、もう少し検討させて頂きたいと思います。

**原田会長：** 他にはいかがですか。

**M委員：** 7ページの、「小規模校支援事業」、これは未来戦略推進プランに載っておりますが、小規模校ならではの魅力を更に発展させるということ、よくわかります。ただ、この統合してきた理由というのを、豊島区は何回か統合していますが、統合以前もやはり小規模校になって、この魅力を発展させるというスローガンだったのですが、そうではなくて集団で授業をするという目的の為に統合をしたと思います。ですからこの小規模校ならではの魅力ある発展というのは目的ではなく手段だと思います。目的とするならば、やっぱり集団で授業をするということが一番いいのかなと思うのですが、授業づくりの支援員を既に来年度から作るということなのですが、例えば小規模校でもクラスが1クラスではなく2クラス作ることは可能だと思います。人数が少なくても先生を増員すればいいということで、豊島区としては例えば35人を割るような所は2クラスを作れば先生は1人必要なのだと思うが、そういう意味では集団云々に対しては目的になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**教育総務部長：** 学級編成につきましては、国の義務教育標準法で定められているので、もし本区が学級編成基準を独自のものとなれば、その教員の人件費を区が持たなければならなくなるというようなこともありますので、そのような考え方はなかなか取れないと思っています。本区には適正配置と適正規模という2つの考え方がございまして、適正配置が出来るような所に隣接しているような公立校については統合を図ってきましたが、近くに統合できるような適地・適校がない場合はやはり小規模でもその小規模の良さを逆に活かして活力のある学校を支援していかなければいけないという使命もございまして、こういう事業についても力を入れていなければいけないということでございます。

**原田会長：** M委員、いかがですか。

**M委員：** わかるのですが、例えば小学校は小規模化しているのですが、この理由の中には先程、隣接校の自由化というものがあったと思います。これが輪をかけて小規模校にしている理由ではないかと思います。将来はわかりませんが、小学校だけは指定区域制というか、自分の近くの人が自分の地域で生活し、尚且つPTAだとか全ての人がその地域の中で、やはり小さい時は共にそこで生活をするというスタイルが必要ではないか。中学校になれば選択制でいいと思いますが、小学校は出来れば地域指定の方がいいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

**原田会長：** これは是非将来的な課題として受け止めてください。

**O委員：** 2つです。まず「学校図書整備」なのですが、これは新規事業なので予算が明記されていないということなのですが、図書標準達成率という意味がわからないのと、それから司書の配置が31校全校ですが、どの位のペースでどの位の人を配置予定なのかを知らせて頂きたいということと、もう1つは先程の子どもの所とリンクしてきますが、スクールカウンセラーを週1回でも常駐して頂いた方がよっぽど精神的に安定をした学校が保てると思います。以上2点です。

- 教育総務部長：** 1点目については今日、学校運営課長から説明致します。
- 学校運営課長：** 図書標準についてご説明致しますと、図書標準というのは学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文部科学省が定めているもので、学級数に応じて整備すべき冊数でございます。豊島区の現状を申し上げますとその図書標準を達成している学校の割合は小・中学校併せて現在45.2パーセントということでございますので、半数を切るという現状です。それを後期の間には100パーセント達成したいというのが目標です。司書の配置については教育指導課長からご説明致します。
- 教育指導課長：** 司書の配置については、これは教育委員会の夢でございます。図書を増やすなど様々な条件整備をしていっても最終的に図書室に司書がいるのといないのでは活用度合いが全く違って来る、ただし人件費が大きく関わってくるものでございますので、後期の中で指標として挙げさせて頂いております。それから最後の所でスクールカウンセラーのお問い合わせがありましたが、豊島区の場合には随分早くから他区に先駆けて自前のスクールカウンセラーの配置を進めてまいりました。区の配置のスクールカウンセラーは主に中学校に配置しておりますが、実は週に8時間という規定がございます、その中で最大運用している部分があります。1日でも多くということではありますが、そうした制約を受けつつ今後とも効果的にやっていきたい部分でございます。また、センターの方では常駐のスクールカウンセラーも用意しておりますので場合によってはこちらでも対応致します。以上です。
- 原田会長：** 図書が今、45.2で、5年間で100パーセントというのは相当お金がかかることで、出来る限りのということになるかと思えます。多分そうした目標設定なのだろうと私は理解しました。他にはいかがでしょうか。
- L委員：** 10ページの一番最後の所で、「3-5-2. 子ども地域活動支援事業」というものがありますが、具体的にはどういうことを想定されているのか、参加人数は延100人と少ないような感じがするのですが、規模についても構想がありましたらお願いします。
- 子ども課長：** 子どもプランの中で新規の事業として取り上げたものでございます。地域の中で子ども、主に中学生・高校生の地域活動に積極的になっていく人材を育てていこうという為のプログラムを今後構築していきたいということでございます。既に色々な行事に中学生・高校生が参加している所がありますが、まだまだ絶対数として少ないという所を何らかの形の講習、或いは行事への参加について積極的な勧誘等を行っていききたいというようなものでございます。
- 原田会長：** 簡単に言うと何をやるのでしょうか。例えば1例を挙げて頂きたいのですが。
- 子ども課長：** 例えば中学生等に何らかの講習のようなものを作って頂くというものです。
- 原田会長：** 例えば折り紙講習をやるとか、調理講習をやるとか、ということですか。
- 子ども課長：** そういうものと地域での子育ての人材育成をするというのが新規の事業です。
- 原田会長：** それを5で割ると毎年20人ですか。
- 子ども課長：** そういう形ではございません。段々増えていくということを構想しておりますので、当初は10人程度の規模になるかどうかという感じになっております。まだ細かい所まで構築しておりませんので申し訳ございません。

原田会長：　　ということであれば、もう少し何か書いてくださると区民に解りやすいかなという気が致します。ご検討ください。

D委員：　　「ICT環境整備・活用事業」なんですが、電子黒板等は、まだ教員の方達が使い方について研修が足りない場合、色々な小・中学校等で埃を被ったりしているという状況があるようなのですが、ここに100パーセントの整備率ということなのですが、現在はどうなっているのでしょうか。

教育総務部長：　　こちらにつきましては昨年度に電子黒板を全校に配置しております。ただ、学校の規模によりまして、小規模校については全普通教室に配置した所もあれば学校によっては1台の配置というような状況でございますが、昨年度より、既にそういう形で実施は始まっております。

原田会長：　　この辺りはまだかなりお金がかかる世界です。ではご検討ください。もしまだございましたら後程まとめてご質問頂戴することに致します。

では本日3つめになります。「平和と人権」にうつります。こちらは比較的ボリュームが小さいのでコンパクトに議論をしていきたいと思えます。

企画課長：　　1ページをお願い致します。従来「心ふれあうコミュニティ」ということで定義していたものを最初の段階で対比表の際にご説明申し上げました通り、「多文化共生の推進」という形で基本計画の趣旨を受けて整理したものでございます。定住外国人の方についてはサービスの提供を、分け隔てなくサービスを受けて頂くということは基本中の基本でございまして重要な課題ということでございます。そういう点では全ての施策が、事業がここに絡んでくるということです。全ての施策をここに挙げる訳にはいきませんので、その中で特に重要と考えられる教育、或いは特にご心配であろうと思えます防災の場合を、【再掲】という形で掲げさせていただきました。こちらにつきましては以上です。

総務部長：　　それでは続きまして、2ページをお開きください。「平和と人権の尊重」でございます。これについては現行と後期案とでは変更はございません。施策の方向では1施策しかございませんので重点施策は設定してございません。ここでは青色の所にありますように、「非核都市宣言30周年記念事業」が平成24年度にあたります。非核都市宣言をしたのが昭和57年、1982年4月2日でございます。ちょうど30周年が平成24年の2012年でございますので、ここで記念事業を計画しております。計画事業1番、2番のそれぞれの事業量につきましては前期と同様です。それから3ページでございますが、「男女共同参画社会の実現」ということでございます。ここもある意味新しい分野でございまして、現行と後期案の中での大きな変更はございませんが、「5. ワーク・ライフ・バランス推進事業」、「6. 男女共同参画推進プランと配偶者等による暴力防止基本計画の策定」、この2つにつきましては従来未来戦略推進プランで事業化していたものを今回後期案の中に位置付けるというものでございます。それからその下に青色が2つあります。これは新規事業ということで、「住民意識調査」でございます。男女共同参画社会に関する住民意識調査等を1年おきに実施致しまして、傾向を図ってまいりたいと考えております。それからもう1つが、「第4次男女共同参画推進プランと第2次配偶者等による暴力防止基本計画の策定」ということで、茶色の6番が第3次の計画ということで現在策定しておりますが、新規事業の2つ目の案件については第4次の計画にあたるということで、この後期の期間中の平成27年度に計画の素案策定に

取り組む必要があることから新規事業に掲げているものでございます。事業の1. 2. 3. の事業量については前期の事業量とほぼ変わりません。簡単でございますが以上です。

**原田会長：** ありがとうございます。こちらの3時間目は比較的事業と政策自体が少ないです。まず私から1点、この住民意識調査をなさる、調べたくて知りたいというのは人間の本性ですが、何をする為に調べるのか。ただ発見的ではなくて、調査というのはこういうことがあり得るのであればそれを確認する為の調査で、次の施策にどのように活かしていくのか、をお聞かせ頂ければと思います。

**総務部長：** この男女共同参画社会について、それぞれの住民の皆さんがどういう状況に感じているのか、実際の社会的な仕組み、或いは自分の職場、生活環境の中で平等になっているのかどうか等の意識を1年おきに確認していきたいというような内容です。

**原田会長：** わかったら何をするのですか。

**総務部長：** その分析結果に基づいて行政として何が出来るのか、何をすべきなのかをそれを感じながら新たな事業展開に取り組んでいきたいと考えております。

**原田会長：** これ以上やっても計画してらっしゃることが出てこないのでしょうか、是非何かをやる為の調査をしていただければありがたいと思います。では他にいかがでしょうか。

**I 委員：** 先程の審議の中でも事業費が入っていないのは新規ということだったのですが、これはいつ入るのですか。このまま入らないのでしょうか。

**企画課長：** 今後どの段階で、例えば23年度からやれるのか、或いは24年度からやれるのか、ということについては、それぞれ事業の切迫度や来年度の財政収支の見通しの中から取捨選択されてくるだろうということでございますので、新規については後期の中でどういう事業を新たにしていきたいのかというような事業の流れについて記載をさせて頂くということでございます。ご質問の通りでございますが、新規についてはこのまま、そしてどの段階で始められるかというのは毎年度作成してございます未来戦略推進プランの中でお示しをするようにしたいと考えています。

**I 委員：** ただ少なくとも前期については5年分の数字も出ていて、だからこのように出来たと思うのですが、後期はお金がないので数字は入りません、項目だけ増やすのは増やしましょうという感じになってしまうのですか。

**企画課長：** 今の段階で23年度から5年間丸々実施をするというような形での積算は出来ないということで、こういう形を取らせて頂いております。そういう意味では後期に作成したい事業費でなくて、事業量については実現するように努力したいと考えています。

**原田会長：** 他にはいかがでしょうか。

**C 委員：** 4ページの所なのですが、「多文化共生の推進」の中に防災が入っていると解釈をするのですか。少し違和感があるというか、何故、「多文化共生」の中に防災が入っているのかよくわかりません。「多文化共生」というのは言語の問題だけではないと思いますが、ここで見ると通訳ボランティアのことや外国籍の子ども達への日本語学習支援ということ位しかないというのは何故なのか。「多文化共生」というのはもっと幅広いものを考えるのではないかなと思うのですが、それが2点目の質問です。それから3点目は対象人数が73人と非常にここは細かく書いてありますが、この外国籍の幼児・児童・生徒・保護者はもっと沢山いると思いますが、73人と出された根拠は何でしょう

か。73人で本当に充分なのか教えてください。

原田会長： 1点目は【再掲】のことだと思いますが、いかがでしょうか。

企画課長： 外国の方、多文化の共生ということでは言語の違いだけではなくて、人種・心情・考え方・様々な価値観がある方達が区民として入っていて、そういう方達と共生しながらやっていかななくてはいけないということをございまして、言語の問題でないというのは当然のことをございます。ただ先程も申し上げましたが、それが全ての施策に通じるということもございまして、この所では【再掲】という形にさせて頂いておりますが、特に課題が多い、或いはご心配になるだろうというものについて特にここに挙げさせて頂いたということであって防災だけが関係があるということではないと考えております。2点目の教育相談については担当の課長の方からご説明致します。

原田会長： 防災の方は防災の方で掲載がある訳ですよ。それが今回こちらにも載っているということですね。では2点目の数字の件お願いします。

教育指導課長： こちらに書いてある数字は、教育委員会の外国人児童・生徒への通訳派遣等々の対応ということをございますけれども、実はこちらの【再掲】の資料の訂正が出来ていまして、年度に応じて変化があるものですから、適切な表記としては「要請への的確な対応」ということで修正して頂ければと思います。

原田会長： 積算はしていない、数は調べていないのですか。大体これ位というのはないですか。

教育指導課長： 年度に応じておおよそこれ位というのは判っているのですが、今後のことについてはその時の例えば経済情勢等で大きく変動してくるものなので、実績に近い数よりは要請があったらそれに的確に対応出来るキャパをこちらとしては準備していくという趣旨でございます。

原田会長： いかがでしょうか。

C委員： では73人と書いてあるのは全部消すということですか。その上の44人というのも消すということですか。

教育指導課長： その通りでございます。

原田会長： やっぱこれだけしかやらないとなってしまうと、単純で5で割ったりするとびっくりする数字になってしまうので、その辺りご配慮ください。

では、「みどり・環境分野」です。ご説明お願いします。

土木部長： それでは資料6-4をお取り出しください。1ページをお願い致します。「みどりのネットワークを形成する環境のまち」、の「4-1. みどりの創造と保全」でございませ。後期案でございませが現行の計画につきまして、1から5迄数字がありまして、これらの時間的経過による修正、或いは前期途中で事業化したものや計画事業に位置付けられたものを後期案で加筆しているものです。右側の後期案で茶色がついている所が具体的に事業として取り組むことになったものです。施設建設事業で「6. 高田小跡地における公園整備」に関する地元協議から整備迄の段取りをこういう形でやっていきたいと考えている所、それから「8. 地域で取り組む、緑比率の向上」ということで、つる性植物配布・屋上緑化助成・接道緑化助成の5年間の事業量を想定しているもの、それから色がついていませが施設建設事業で「16. 近隣公園の整備」で、具体的に旧長崎中学校・旧千川小学校の跡の近隣公園の整備を5年間でやろうとしているものです。またその下の、「エコスクール化事業」ですが、先程教育分野でもありましたが教育環

境整備の所から【再掲】してございまして、ある程度緑を1つの塊としてまとめているものでございます。2番目の「みどりのネットワーク」は現行では何も表示がありませんでしたが、現在「グリーンとしま」再生プロジェクト」という事業を展開しております。具体的には昨年区内の区立の小・中学校全校に10,000本の植樹、本年度については学校以外で植える所のある施設で約5000本の植樹をしています。来年からの後期については、まず土木部で所管している公園・児童遊園、或いは街路の中の街路樹を来年は植樹していきたいと考えています。後期5年で出来ればやりたいということで、1年10,000本で、後期5年ありますので50,000本を植えたいというものでございます。4ページをご覧ください。前回の説明の中の成果指標で、1人あたりの公園緑地面積というのは分母である人口が変われば数字が変動するので私どもの方としては避けたいという意向でお話致しましたが、やはり載せるべきであろうということでございますので、後期終了時の外国人を含む想定人口で0.78㎡を5年後の目標としたいということで掲げております。雑駁でございますが以上でございます。

**清掃環境部長：**

続きまして2ページをお願いします。右側の後期案をご覧ください。まず政策の「5-2環境の保全」でございます。施策の方向の「1.都市公害の防止」では、計画事業と致しましては、「水質・土壌・ダイオキシン対策事業」を掲げてございます。左側にある前期事業量と同様の事業量を後期も計画しております。施策の方向「2.低炭素地域社会の実現」でございますが、施策の方向と致しましては現行の「都市環境の保全」を後期では「低炭素地域社会の実現」と「環境まちづくり」の2つと致しました。重点施策ですが、環境基本計画でも豊島区の目指すべき環境都市像として「環境負荷の軽減と都市の活力が両立する高密都市」を掲げていること、また実際に区の施策の方向が普及啓発的なものから家庭や事業所からのCO2排出量を現実にとどのように減らしていくかにシフトしていることから「低炭素地域社会の実現」を重点施策としました。計画事業としては、まず、「エコ住宅普及促進事業」を掲げてございます。家庭部門でのCO2削減を目指すもので、省エネルギー・新エネルギー機器の設置や省エネルギーに繋がる住宅改修の費用の一部を助成するものです。高効率給湯器については平成19年度から、エコ住宅改修については平成21年度から、太陽エネルギー機器については平成20年度から助成を始めております。ここで1点訂正をお願い申し上げます。太陽エネルギー機器助成件数が延1000件と記載しておりますが、延600件へ訂正をお願い致します。続きまして、「環境基本計画の推進・改定」でございます。現行の環境基本計画は平成21年度から平成30年度迄の10年間を計画期間としておりますが、平成25年度に中間の見直しをすることになっているため、環境審議会の開催延6回を予定しています。また、毎年環境年次報告の発行を致します。次に、「中小規模事業者等CO2削減円滑化事業」でございます。区内の中小企業のCO2排出量をどう減らしていくかは大きな課題でございますが、現在東京都と協力し、事業者が活用しやすい支援制度を構築すべく調査・検討している所でございます。後期の計画期間中に支援制度を立ち上げて助成を進めたいと考えております。次に、「エコ事業者普及促進事業」でございますが、平成22年度、今年度から高効率給湯器導入助成、太陽光発電導入助成を開始しております。次に施策の方向の「3.環境まちづくり」になります。高密都市としてヒートアイランド対策に積極的に取り組むとともに、区民の身近な環境への関心を高



めるために省エネルギーや地域環境の保全に関する啓発等、環境教育に積極的に取り組むものでございます。計画事業と致しましては、まず、「身近な環境配慮行動支援事業」を掲げています。ヒートアイランド対策として区民・事業者・行政の連携による緑のカーテンづくり等の身近な取り組みを推進してまいります。平成19年度から始めているものでございます。次に、「クールシティ推進事業」では、平成20年度にサンシャインシティ・西武百貨店・トヨタ自動車・立教学院等の11団体に参加頂き、池袋クールシティ推進協議会を設置致しました。国のクールシティ中枢街区パイロット事業の地区指定を受けて、3事業者が国から補助金を受けて屋上緑化や高反射塗装を実施した所ですが、事業仕分けの影響を受けて現在補助が中止されております。今後も協議会を運営して、情報交換をしながら連携して環境に配慮したまちづくりを共に進めてまいります。次に、「子ども環境教育推進事業」でございますが、平成20年度から進めているもので、学校プールのヤゴ救出作戦等、学校や地域と連携し、子ども達の環境意識の啓発を図るものでございます。今年度からは対象を子どもに限りませんが、家庭の省エネ診断を開始し、一層の啓発を推進致します。最後に施策の方向「4. 地域美化の推進」でございます。前期から引き続き「環境美化事業」を進めてまいりますが、喫煙に関する事業を特化致しまして、新たに、「路上喫煙者対策事業」を立ち上げます。路上喫煙防止条例の制定を目指すとともに、制定後はパトロールやキャンペーンにより周知を図ってまいります。次に3ページでございます。政策「5-3 リサイクル・清掃事業の推進」でございます。右側の後期案をご覧ください。施策の方向「1. ごみ減量・3Rの推進」では、現行の「ごみ減量・リサイクルの推進」を、「ごみ減量・3Rの推進」と変更致しました。重点施策につきましては引き続きこの施策の方向と致します。尚、3Rという言葉ですが、ご指摘頂きました通り解りにくい面もありますので、この基本計画を成案とする際には、解りやすく説明する注釈をつけたいと考えております。計画事業としてはまず、「新資源回収事業」を掲げています。従来週1回だった資源回収を週2回とし、大幅な資源回収量の増を目指してまいります。平成20年10月から開始しています。町会等による「集団回収事業」は前期から引き続き進めてまいりますが、平成20年度からは、「マンション資源集団回収事業」を開始しています。一定規模以上のマンションに対して町会等が行っている集団回収の参加を働きかけて、連携して集団回収を実施するものでございます。次に「計画推進事業」ですが、ごみ減量・3Rの推進を目指して、またコストや環境負荷の面でも最適なりサイクル・清掃事業の新たな展開を図るため、各種調査を実施するとともにリサイクル清掃審議会を運営し、一般廃棄物処理基本計画の改定を実施してまいります。次に施策の方向「2. 資源循環型清掃事業の推進」でございます。前期から引き続き、「廃棄物収集事業」を推進してまいります。更に効率的な事業運営を目指してまいります。以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。2ページの「環境まちづくり」の所では基幹事業がないですが、これはどうしてなのでしょう。

**清掃環境部長：** 基幹となる事業が今の所ないということで、本当は「クールシティ推進事業」がメインになるものでございますが、先程申し上げた通り国の事情がございまして、なかなか進んでいない所がございます。出来れば「環境教育」をメインに底上げしていくことが必要なかと思っています。

**原田会長：**　これが中心だという事業がない限り、施策は動いていかないで、ないという訳にはいかないと思います。その中で補助事業が難しいということであれば、ソフト面を中心に位置付けてくださればと思います。ご検討ください。

**I 委員：**　大きく2つあります。考え方として、「上池袋東公園の整備」で、後期事業として用地・費用負担となっていて、お金が必要だということだけが後期事業量として載っているのは違和感があります。新しく作るというならわかりますが、維持管理だったら「1.公園等維持管理運営事業」に入ってしまうのではないかと思ったわけで、どうしてこういう形で事業が載っているのかと思いました。これは新しく作るということなのか。

**土木部長：**　施設建設事業という分け方の中での振り分けです。今、委員がご指摘の通り、この公園を作るにあたって借金をしました、その借金を何年かかけて返していく経費ですと、そういう流れでございますので、解りづらい部分はあるかと思いますが事務局と調整させていただきます。

**原田会長：**　その辺りの書き方が上と下で違うのはどうしてかと思われると思うので書き方を検討ください。

**I 委員：**　もう1つは、8ページの「資源循環型清掃事業の推進」の所で、事業量としては、収集のごみが332,000tから収集量294,000tになるのですが、事業費としては先程節約すると言っていたような気がします、数字が増えているのですが、これはどういう考え方でこのようになるのでしょうか。

**清掃環境部長：**　これは人件費が入っていない数字です。委託の部分であるとかが今後入ってきて、事業費としては増えてくるということです。

**原田会長：**　人件費が元々事業量そのものには、狭い意味での事業量に入っていないが、委託に出すとそれが事業量としてオンされるので、金額的には大きく見えるがトータルで見るとそうでもないということになっているはずであるという説明ですね。区民に答えなさいという非常に難しいですね。その辺りの事業量をどうやって捉えるのか、どうやって書いていくのかは難しい所です。ですから書き方等々でご配慮頂く必要があるのかもしれない。環境の所は全般的に施策自体、事業について5年スパンでかなり変わっているという印象がありますが、これからもそうなっていく、トレンドをずっと追いかけていくというようになるのでしょうか。この辺り、いかがでしょうか。どのような見通しで、計画というものが10年スパンで動いていくのに、環境物だけは殆ど5年もたないというか、そういう印象があります。

**清掃環境部長：**　これは前期と比べていただくと非常に解りやすいかと思いますが、当初、啓発、普及が中心だったものが、実際にCO2を各家庭内、事業所で減らすのにどう支援出来るかとシフトしていっています。これはかなり国レベルの施策に影響される面があり、政府が今、25パーセントを掲げていますが、これがどう具体化されるかによって私どもの施策も相当変わってくると考えています。

**原田会長：**　他にはいかがでしょうか。

**P 委員：**　つまらない意見になってしまうかもしれませんが、例えば「マンション資源集団回収事業」がございしますが、平成23年から27年の5年間の中で11,250,000円というお金がかかるわけですが、これはマンションの方々にはたらきかけて、呼びかける

だけの事業量でこれだけのお金がかかるのかと思ってしまったのですが、集団回収事業の方は148,550,000円であり、どういうことなのかを教えてくださいというのが1点目です。非常に個人的ではあるのですが、私自身が今迄は要望してきたことなので言いづらい所でもあります。放置自転車対策やゴミのポイ捨て等同じですが、路面に注意を促すシートを貼る、自転車の放置をしてはいけないというようなシールを貼るのですが、それが1年も経つと非常に汚くなってしまって景観上大変良くないと最近思い始めました。他に何か方法がないのか、一旦汚くなってしまえば本当に最低な景観を呼ぶだけのものになってしまうということになってあり、最近疑問を感じておりますが、この2点についてお願いします。

**清掃環境部長：** 路上シートでございますが、路上については非常に効果があるのですが、P委員が仰ったようなこともございますので、色々と材質等技術的なアドバイスを貰って検討してまいりたいと思います。それから集団回収については担当の課長からお答えさせていただきます。

**資源循環課長：** マンション集団回収については、マンションから出る資源を一定の条件を満たす場合に集団回収として扱おうということで、回収量に応じて1kgあたり、町会とタイアップする時は6円、マンション単独の時は2円という形で報奨費としてお金を出すという関係でございます。

**P委員：** 払う方のお金の金額なのですね。わかりました。

**M委員：** P委員と同じなのですが、7ページの「路上喫煙者対策事業」について、6ページの成果指標の中で、道路や公園、街角“など”、ポイ捨て“等”というのが理解し得なかったのですが、本来なら豊島区全域が対象になると思います。何故このように細かくしたのが1つです。それから、東口に喫煙場所があります。2か所程、信号の手前がありますが、非常に広がって歩行者の妨げになっているように思います。ああいう繁華街の場所での喫煙は豊島区では考えた方がいいと思いますが、もう少し適切な場所に移すということを考えてもらいたい。あれは見ていても甚だ良い状況ではないように私は思います。以上2点お願いします。

**原田会長：** 1点目は恐らく条例の関係なのでしょうか。

**清掃環境部長：** これは区民意識調査で数字を持ってきているものでございまして、区民意識調査の調査項目がこのような項目になっておりますので、このような表現になっております。喫煙所のことですが、現在池袋駅周辺7か所、区が指定して設置している喫煙所がありまして、今、M委員が仰った問題ですが、JRが全面禁煙にした影響ということもあり、それ以降喫煙者が増えまして、非常に問題になっております。私どもとしても頭を悩ませていて、色々案を考えておりますので、しばらくお時間を頂ければと思います。

**原田会長：** 今の点は路上喫煙防止条例の適用除外なのでしょうか。ここでなら吸ってもいいということなのでしょうか。啓発的な条例なのでしょうか。

**清掃環境部長：** 現在議会提案を考えております条例では、灰皿のある場所では喫煙可です。路上喫煙は区内全域禁止なのですが、まず分煙を進めたいということで、灰皿のある場所では可ということになっています。

**原田会長：** 灰皿を置くのは豊島区で設定出来る訳ですね。

**清掃環境部長：** きちんとした、管理された、ということになりますが、灰皿がある場所では可という

ことになります。今の所はそのように考えています。

**原田会長：** この辺りも5年位経つと随分違った意見が出てくるのではないかと思います。そういった先を見越して立教大学でも全面禁煙にしようかと、そうするとまた豊島区の路上で誰かが吸うと、またいつもの矛盾の問題が発生しそうです。もう少し先を見据えて、今後どうしたらいいかをこれを機会にお考えくださればと思います。

**B委員：** 2点ありますが、1点目は先程の会長のご指摘と若干似ているかもしれませんが、例えば「低炭素地域社会の実現」の所では、今考えているものと、数年後には国の政策が変わるかもしれないので、それに応じてこちらの方も変わってくるという理解でいいのかの確認が1つです。もう1つは、「ごみ減量・3Rの推進」の所で、後期計画事業に「新資源回収事業」があつて、それを前期の「新パイロットプラン事業」と比べると大幅に資源回収の部分が増えているイメージですが、これはごみが沢山出てくると想定しているのか、この数字の大幅な違い、これだけ資源回収するとしたら、その回収している予定の部分というのは、今は回収していないとなる訳で、それはどこからどのように出てきたのか、計算の仕方、総計の仕方等含めて教えて頂ければと思います。

**清掃環境部長：** まず「低炭素地域社会の実現」の所でございますが、B委員が仰ったように、方向としては間違いのない方向に進んでいると思うのですが、まさに国の施策等が変われば変わっていくと考えています。毎回実施計画としてローリングしていく計画もございまして、そちらの方で事業等は更新されていくと考えています。それから「ごみ減量・3Rの推進」で、「新資源回収事業」と前期の「新パイロットプラン事業」でございまして、資源なので多い方が良いので、これだけ増えていけばいいと言えますが、実は新パイロットプランが平成20年の9月迄ということなので、期間が平成18・19・20年の9月迄ということで、1/2の分であり、その後、「新資源回収事業」が平成20年10月から始まっていますので、その分は新資源回収事業に入っています。後期の方は平成23年度から5年間ということになって、実は平成20年10月から平成22年度迄の資源回収量というのはどこにも表示されていないようなことになり、この様な状況になっています。

**原田会長：** ということは実際これだけ集めたいということなのか、集めていないので集めるということなのでしょうか。

**清掃環境部長：** 後期の87,956tというのは平成23年度から5年間で集めたいと考えている事業でありまして、実現したいと考えています。「新パイロットプラン事業」は、この計画でいうと18・19・20・21・22の中の20年半ばで「新パイロットプラン事業」が「新資源回収事業」に代わってしまったので、半分しか表示されていないということです。

**原田会長：** 毎年の増減がわかればいいのですが、例えば今迄これだけしか集めていなかった、これからもっと集めると理解していいのか、それとも資料の表示はこのようになっているが毎年集める量は前期も後期も変わらないということなのでしょうか。

**清掃環境部長：** これは先程申し上げました通り、週1回だったものを週2回と出しやすいものにしましたので、倍増とはいかないものの、かなり大幅な量を資源回収するようになるかと思えます。

**B委員：** 今話を聞きながら気付いたのですが、「ごみの減量・3R」と書いてありますが、

3Rの中には“リデュース”、“減らす”も含まれているので、2重の表現だと思いました。それから“減らす”ということが入っていますが、これを見ると増えるということだけが想定されているようで、その辺の対策もどうなっているのか違和感を感じました。

**原田会長：** B委員に付け加えて申しますが、3Rというのであれば“R”にそれぞれ合致する基幹事業があると理解してよろしいのでしょうか。1つ目のR・2つ目のR・3つ目のRに対応しているものがないと3Rにならないと思いますが、いかがでしょうか。

**清掃環境部長：** ここには表示されていませんが、基幹事業、貢献事業に挙げられていませんが、事業としてはそれぞれ現在も3Rに対応する事業は行っています。

**原田会長：** 基幹でなかったりするのでしょうか。もう1度、3Rを謳われるのであればお考えください。

**L委員：** 「「グリーンとしま」再生プロジェクト」について伺いたいのですが、文言の中に何故この事業を行うのかということが明確化になっていないと思います。というのは、以前の説明の時に、1人あたりの公園緑地面積は豊島区が一番低いのでこれを実施するというような話だったと思いますが、その順位が良くなったという考え方なのか、或いは22年度の事業量も幾らかあったのではないかと思うのですが、22年度の実績が入っていません。この2点です。

**環境政策課長：** 事業量としてカウントされていないという所につきましては、大変申し訳ございません、ご指摘の通りでございますが、前期において、「みどりのネットワーク」という位置づけの中で事業を展開していた訳ではありませんでしたので、この辺の表現については事務局と整理させて頂きたいと思います。前期5年の中で確かに、10,000本の実施というのはございましたが、計画事業として行った訳ではないという所が、どのように表現しようかという所であると思います。

**L委員：** 豊島区の1人当たりの緑地面積が一番低いというのは変わりがないのでしょうか。

**土木部長：** 1人あたりの公園緑地面積が少ないというのは、そのままというよりは豊島区民が増えていますので、減っております。ただ、区域に対する割合としては増えています、微々たるものでございます。今仰る意図は、ある程度1人あたりの公園広場等の面積が増えてきたからそういう事業へシフトしていったのかといお尋ねであれば、逆に土地がなかなか手に入らないからこそ豊島区で出来る緑化対策として今回のような事業を去年始めたということですか。

**原田会長：** 計画事業とするのか、計画外事業とするのか。ここだと新たに50,000本植えるということですか。しかしお話を伺っていると、これ迄1年に10,000本植えており、やっていることは同じであるが位置づけが格上げされたということですね。

**土木部長：** 格上げというより、前期の中ではそういう発想が全然ありませんでした。本当に去年、一昨年位から始めようということになり、実施したのが昨年度と今年度です。来年度迄は事業化が図られるということで、理想を言えば毎年10,000本植えて10年で100,000本増やせばいいというレベルでございまして、現実として木が成長すると100,000本が植わるような余地は豊島区にはありません。

**原田会長：** 最後の話はややタメ息が出てしまいます。今回は新規事業を含めて沢山の事業をご覧頂きましたので、もし質問等他にありましたらお願い致します。

**C委員：** 今の環境の所ですが、「低炭素地域社会の実現」ということで二酸化炭素の削減ということになると、当然交通体系とも関係してくると思います。事業所や家庭の排出量を減らすなど個別の排出量を減らす施策はありますが、交通体系は後程あるからということで全くそういう視点がないのかもしれませんが、他の所では再び掲げるということで【再掲】で出てきている事業もあるので、やはり交通体系をどう考えるか、交通体系がどうであるかは二酸化炭素の排出にとって非常に重要な政策で、海外だと必ず交通体系を見直すことによって二酸化炭素排出を減らすということをやっている訳です。例えば、自転車通勤を増やす為に企業が自転車を従業員に支給して補助金を出している国もありますし、様々なことをやっているの、交通体系との関係というのは全くお考えではないのか、それともそういう考えもあるのかをお伺いしたいと思います。

**清掃環境部長：** CO2排出量は豊島区の場合に家庭部門が26パーセント、業務部門が43パーセント、運輸部門が25パーセントの排出を占めています。なかなか交通に対して区のレベルでどのように貢献出来るかというのが難しいですので、まずは家庭、業務について私どもとしては力を入れていくということでございます。交通体系も非常に影響していますし、LRTということも豊島区では考えておまして、環境に大きく貢献する交通の事業でございますので、その辺を精査致しまして検討したいと考えています。

**原田会長：** 出来る所と中・小事業者であれば、こういうのをやってみてはいかがですかというような啓発事業もあるでしょう。他方で車の場合というのはどうしても区の単独ではなかなかやり辛い部分もありますが、補助事業でやっていることがもしあれば【再掲】の方も考えて頂ければと思います。

**I委員：** 先程の保育園の所なのですが、認可保育園という形での全体を区立も私立も底上げをしていく必要があるのではないかと思います。区が民営化を進めてきた結果、私立保育園が10園になり、公設民営も3園あるから、そういった支援もきちんとして頂きたいということで、前回の計画の中では、「愛の家保育園の建替え」もありました。今後、私立保育園の改修についても補助を出すと保育計画に出ていたはずなのですが、これを見るとなくなってしまうのはよろしくないと思ったのでそれについて質問したいです。

**子ども家庭部長：** 私立保育園の支援等も当然考えておりますが、具体的に計画事業の中にどの保育園を建て替えるかをどういう形で載せればいいのか、ということがありますので検討させて頂ければと思います。ただ基本計画の計画事業としては載っていませんが、それはそれで予算措置をして着実に推進しております。

**原田会長：** 事業としては存在するということですね。

**I委員：** これ以上民営化を進める手間を考えると、私立の保育園の委託を受けた所もなかなか大変で、保育制度の大きな改革もある中で、やはり民営化を進めるよりは基本的には自治体が責任を持って保育園の運営をきちんと補助していくということと、そういう観点でいうと今回私が不満なのは、「多様な保育ニーズ」の中に入っている認証保育所が基幹事業で「◎」がついたのですが、ここが基幹になっては良くないと思います。本来の認可保育園、子どもをきちんと育てるという立場をもってやる認可保育園と保育料も所得に応じて安く出来るという認可保育園を重点的にやって頂きたいです。それから出来れば今後の成果指標の1つに「待機児ゼロ」というものを目指してほしいですが、いかがでしょうか。

**原田会長：** 保育制度は変わらない可能性もあるし、国の制度の動向も見据えながら、どういう仕組みが区として望ましいのか考えて頂くとさせていただきます。では最後に事務局からご連絡がございましたらお願いします。

**企画課長：** 次回の日程でございますが、11月19日を予定しています。残りの計画体系、計画事業についてご審議を賜りたいと考えています。開催日時とご審議を頂く資料については事前に改めて送付させていただきます。資料等は残しておいて頂ければこちらの方でお預かり致します。お帰りは地下からお願いします。ありがとうございました。

**原田会長：** ということは次回もこれの3回目ということで、インフラ系がまだなので、インフラ系について特に議論頂く形になるかと思えます。それではちょうど時間となりましたので、第6回豊島区基本構想審議会を終了致します。ありがとうございました。

<p>会議の結果</p>	<p>(1)継続審議 (2)次回日程は11月19日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
--------------	---

<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】 6-1 計画事業と後期基本計画の事業量等(子育て分野) 6-2 計画事業と後期基本計画の事業量等(教育分野) 6-3 計画事業と後期基本計画の事業量等(平和・人権分野) 6-4 計画事業と後期基本計画の事業量等(みどり・環境分野)</p>
-----------------	---